

○幕別町こども計画素案 新規事業一覧

No	目標	区分	事業名(案)	こども計画事業内容(案) (R7~R11)	担当課
3	基本目標1 幼児期の学校教育・保育の推進等	3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等	子育て支援センター環境整備事業	子育て支援センターの計画的な環境整備を実施し、一時保育事業を利用する乳幼児は環境の変化に弱いことから適切な保育環境の維持に努めます。	こども課・保健福祉課
20	基本目標2 地域における子ども・子育て支援事業の推進	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に対して不安を抱える子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、養育支援を実施し、養育環境等を整えるため、児童とその家庭が抱える課題に対し、個々の状況に応じた支援の必要性を考慮した上で、今後の事業のあり方について検討します。	こども課・保健課・保健福祉課
21	基本目標2 地域における子ども・子育て支援事業の推進	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、児童やその家庭が抱える多様な課題に応じてサポートを行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の児童の状況に応じた支援を包括的に提供し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るため、支援が必要な子どもやその家庭に対し、各機関において支援を行っていくとともに、対象者のニーズを把握し、今後の事業のあり方について検討します。	こども課・保健課・保健福祉課
22	基本目標2 地域における子ども・子育て支援事業の推進	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに不安を抱えている保護者などに対し、講義やグループワークなどを通じて、児童の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える者同士が相互に悩みを共有できる場を設けるなどの支援を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を図るため、発達支援センターで実施している「グループペアレントトレーニング」を継続しながら、保護者のニーズを把握し、今後の事業のあり方について検討します。	こども課・保健課・保健福祉課
23	基本目標2 地域における子ども・子育て支援事業の推進	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象とし、国が定める月一定時間の利用枠で、就労要件を問わずに保育所等の利用を可能とするため、令和8年度からの法律に基づく本格実施に向けて、全国の試行的事業と国の動向を注視し、今後の事業のあり方について検討します。	こども課・保健福祉課
24	基本目標2 地域における子ども・子育て支援事業の推進	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	産後ケア事業	産後10か月未満の産婦及び乳児を対象に助産師による訪問又は病院の産後ケアセンターにおいて、産後6か月未満の産婦及び乳児を対象に授乳の支援、心身のケア、沐浴などの育児指導を行います。	保健課・保健福祉課
25	基本目標2 地域における子ども・子育て支援事業の推進	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期の経済的負担の軽減のための支援給付にあわせて、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談等に応じ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援します。	こども課・保健課・保健福祉課
34	基本目標2 地域における子ども・子育て支援事業の推進	3 児童の育成	こどもの居場所づくり推進事業	子ども・若者などの子育て家庭が年齢を問わず、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があるため、子ども・若者の意見を聴きながらこどもの居場所づくりを推進します。	こども課・保健福祉課
56	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	7 若者への成長支援	修学支援資金給付事業	高等学校に在学する子どもがいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会検討に寄与することに努めます。	学校教育課
57	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	7 若者への成長支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道が実施しており、修学資金や就学支度資金等の周知及び貸付け申請を支援します。	こども課・保健福祉課
58	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	7 若者への成長支援	マイホーム応援事業	町内全域を対象に、新築住宅の建設又は中古住宅の購入に要する費用の一部を補助します。また、18歳未満の子どもの人数に応じた加算を設けることで、子育て世代に対する支援の充実を図ります。	住民課
59	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	7 若者への成長支援	結婚新生活支援事業	若者世帯が結婚して新たな生活を始めるための経済的支援として、新居の購入費や家賃、引越し費用の一部を助成します。	住民課
60	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	7 若者への成長支援	ひきこもり相談窓口の設置	ひきこもり当事者やその家族を対象とした相談窓口や居場所、また不登校に関する交流と学びの場を開設し、相談体制の充実を図ります。	福祉課
61	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの負担や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	保健課・保健福祉課

○幕別町子ども計画素案 新規事業一覧

No	目標	区分	事業名(案)	子ども計画事業内容(案) (R7~R11)	担当課
62	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	防犯対策の取組	町内イベントにおける防犯パトロールの実施のほか、防犯意識の向上に必要な情報の提供に取り組みます。	防災環境課
63	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	思春期保健対策事業	【再掲 No51】 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙防止・薬物乱用防止等に関する教育活動全体を通じて、計画的・組織的に実施するよう指導するとともに、相談体制や情報の提供等に取り組みます。	保健課・保健福祉課・学校教育課
64	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	交通安全教室の実施	町内教育・保育施設において、未就学児から小学校児童に対する交通安全教室を開催し、生涯に渡る交通安全思想の普及を図ります。	防災環境課
65	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	保育所等における災害に備えた取組	災害発生時に、子どもたちが自らの安全を確保できるよう、避難訓練実施計画を作成し、定期的な避難訓練を実施します。	子ども課・保健福祉課
66	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	小中学校における災害に備えた取組	災害や事故等から子どもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するため、「1日防災学校」等の実施により、児童生徒等の安全に関する資質・能力を横断的な視点で育むことができるよう、系統的・体系的な防災教育に取り組みます。	防災環境課・学校教育課
67	基本目標3 親子の健康の確保と子ども・若者への支援	8 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	通学路の安全確保	スクールガードによる巡回や警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	学校教育課
71	基本目標4 特に支援を必要とする家庭への取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実	ヤングケアラーへの支援に向けた連携強化	ヤングケアラーに関する情報の周知を図るとともに、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援を行うため、教育、福祉、介護等の関係機関との連携の強化に努めます。	子ども課・保健課・保健福祉課
83	基本目標4 特に支援を必要とする家庭への取組の推進	3 障がい児対策の充実等	グループペアレントトレーニング事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に合った子どものかかわり方を学ぶ場を提供します。また同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ります。	子ども課
84	基本目標4 特に支援を必要とする家庭への取組の推進	3 障がい児対策の充実等	自立支援協議会子ども支援部会の充実	保健・福祉・保育・教育等で組織する自立支援協議会子ども支援部会において、子どもの発達に対する研修や現場の課題を共有、解決に向けた協議をする場を設けるほか、子どもに関わる支援機関の相談や悩みについて、必要に応じてケース会議を開催し、様々な事案へ迅速な対応ができる体制整備に努めます。	福祉課
94	基本目標4 特に支援を必要とする家庭への取組の推進	3 障がい児対策の充実等	重層的支援事業	子どもや若者を含む町民が抱えるさまざまな生活課題の相談を各課の担当相談窓口で受け止め、複雑化・複合化している事例については「コミュニティソーシャルワーカー」が調整役を担い、課題の解決に向けて関係機関が連携・協働した支援を行います。	福祉課・子ども課・保健課・保健福祉課
105	基本目標6 子どもの貧困対策の推進	2 子どもの育ちと学びの支援の充実	体罰を防止するための取組	あらゆる教育活動において、人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないことを指導し、徹底します。	学校教育課・生涯学習課
109	基本目標6 子どもの貧困対策の推進	2 子どもの育ちと学びの支援の充実	子ども交流施設まっく・ざ・まっくの活用	周囲との社会的関係を形成することが困難な幼児、児童生徒等及び不登校の児童生徒等の居場所づくりや交流を通じて、その自立や社会参加を支援します。	学校教育課
121	基本目標6 子どもの貧困対策の推進	3 経済的支援	修学支援資金給付事業	【再掲 No56】 高等学校に在学する方がいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会検討に寄与することに努めます。	学校教育課